

(目的)

第 1 条 この要領は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制の構築へ向け、医療機関及び介護事業所関係者の連携を推進することを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に基づく在宅医療・介護連携推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、郡山市（以下「市」という。）とする。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容を、次のとおりとする。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所の機能等の社会資源及び在宅医療・介護サービス利用者の情報を把握、整理したうえで、医療・介護関係者の連携を支援する施策の立案等に活用する。また、医療・介護関係者の連携に必要な情報を提供する環境及び体制の構築を図る。さらに把握した情報を活用して、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援する。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出

地域の医療・介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。また、将来の人口動態や地域特性に応じた在宅医療などのニーズの推計を算出し、課題の抽出を行い、これに対応する施策を立案する。

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築へ向けて必要となる、具体的取組を企画・立案する。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅での看取り、急変時、入退院時等にも活用できる情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する。

(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する郡山市在宅医療・介護連携支援センターの設置、運営を行い、地域の在宅医療と介護の関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する事項の相談受付を行う。また、必要に応じて、地域の医療・介護関係者の連携を支援する相談会の開催や退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整、患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等と介護事業者相互の紹介を行う。

(6) 医療・介護関係者の研修

事業への理解と相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の協働・連携に関する研修を行う。また、必要に応じて、相互の理解を深めるために、医療や介護の保険制度等について、地域の医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会等研修を行う。

(7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会やシンポジウム等の開催、在宅医療・介護サービスに関するパンフレットの作成・配布、ウェブサイトの作成等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。

(委託)

第4条 市長は、事業の円滑な実施を図るため、市長が適当と認める者に対し、この事業の全部又は一部を委託することができる。

(関連事業及び関連機関との連携)

第5条 市は、事業を円滑に運営するため、関係機関との密接な連携を図るものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。